

ケアパートナーヨシイ

特定福祉用具販売及び特定（介護予防）福祉用具販売サービス事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社セイファが開設するケアパートナーヨシイ（以下「事業所」という。）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定（介護予防）福祉用具販売サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定（介護予防）福祉用具販売サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 特定福祉用具販売の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- 2 特定介護予防福祉用具販売の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業の実施に当たっては地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」「滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ケアパートナーヨシイ
- ② 所在地 滋賀県長浜市八幡東町308-4番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤職員、専門相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。

- ② 専門相談員 2名以上

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。

特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)(福祉用具貸与の利用があるときは、一体のものとして作成する)の作成をおこなう。

- ③ 事務職員 1名(非常勤職員)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ 上記例外措置 福祉用具の販売に係わる利用者の希望により、営業時間外の対応も場合により検討する。

(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- ① 専門相談員が、特定福祉用具販売計画、及び特定介護予防サービス計画(ケアプランがある場合は、ケアプランに沿った)を作成し利用者の状況に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定し販売する。
- ② 専門相談員が、利用者の状況に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明をおこなった上で必要に応じて利用者に実際に、当該福祉用具を使用してもらいながら使用方法の指導を行う。

- 2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める 1. 腰掛け便座 2. 自動排泄処理装置の交換可能部品 3. 入浴補助用具 4. 簡易浴槽 5. 吊り具 6. 排泄予測とする。

特定（介護予防）福祉用具販売サービス種目

1、腰掛け便座	4、簡易浴槽
2、自動排泄処理装置の交換可能部品	5、吊り具
3、入浴補助用具	6、排泄予測

- 3 特定福祉用具販売及び特定（介護予防）福祉用具販売サービスを提供した場合の利用料の額は、別途に定めるとおりとし、当該特定福祉用具販売及び特定（介護予防）福祉用具販売サービスが法定代理受領サービスであるときは、10割の額を徴収する。（市町村への申請により利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の差額が利用者へ支給される。）
- 4 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定福祉用具販売及び特定（介護予防）福祉用具販売サービスに要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、自動車を使用する場合は片道走行距離1km毎に200円とし、交通機関を使用する場合は実費を徴収する。
- 5 第4項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。

長浜市、米原市

（衛生管理等）

第8条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

（事故発生時の対応）

- 第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事故の状況および当該事故に際して講じた措置を文書に記録する。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(苦情処理)

- 第10条 事業所は、利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口をおき必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容および講じた措置を文書に記録する。
- 3 事業所は、提供した特定福祉用具販売（特定（介護予防）福祉用具販売サービス）に関し、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善をおこない、また市町村から求めがあったときは、改善内容を市町村に報告することとし、市町村が行う利用者からの苦情に関する調査に協力する。
- 4 事業所は、提供した特定福祉用具販売（特定（介護予防）福祉用具販売サービス）に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導または、助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、個人情報の利用に関して重要性を認識し、その適正な保護のために、自社規定及び体制を確立し個人情報の保護に関する法令、その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

(秘密保持)

- 第12条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(人権への配慮等)

- 第13条 事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修の機会を確保する。

(非常災害対策および地域との連携等)

第14条 事業所は、非常災害の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定（介護予防）介護福祉用具販売事業所を紹介する処置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ② 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症対策について)

第17条 新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を下記のように定期的実施する。

- | | |
|----------------------|-------|
| ・ 感染症対策についての研修・訓練の実施 | 年1回以上 |
| ・ 感染症対策についての研修 | 新規採用時 |

(人権擁護・虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（就業環境の確保 ハラスメントの防止）

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動（カスタマーハラスメント）が就業環境を害することを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じ利用者・職員に対し周知し徹底します。

また利用者と共に介護職員の人権を守る観点から、利用者又は、その家族から暴言・暴力等(性的なものを含む)があった場合にはサービスの提供を中止させていただくことがあります。利用者又は、その家族の非協力など、双方の信頼関係を損壊する行為に改善の見込みがない場合や社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為などにより当事業所及び介護職員の通常の業務遂行に支障が出ていると判断した場合には、市及び地域包括支援センターへの相談を行い、契約を解除する場合があります。

（その他運営についての留意事項）

第20条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内に行う。
- ② 継続研修 年2回以上実施する。

2 掲示及び目録の備え付け

- ① 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。
- ② サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具販売の品目・品名が記載されている商品カタログ等を事業所に備え付ける。

3 正当な理由なく福祉用具販売サービスの提供を拒まない。

4 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

5 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。

6 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意

見に配慮して特定（介護予防）福祉用具販売サービスを提供する。

- 7 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められときは、これを提示するものとする。
- 8 事業所は、特定福祉用具販売（特定特定（介護予防）福祉用具販売サービス）に関する記録を整備し、サービスの提供が完結した日から5年間保存するものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社セイファと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成28年6月1日 更新

平成29年6月1日 更新

令和1年9月1日 更新

令和6年2月29日から施行する。